

山梨県4種U-11リーグ レギュレーション(実施要綱)案

項目	内 容	説 明				
名称	山梨県4種U-11リーグ	U-11リーグが4種委員会の事業であることを明示した。 事業への参加は、4種登録チームの理解の下に参加を希望するチームによる自主運営に基づいて実施されることとしている。				
主催	山梨県サッカー協会4種委員会					
主管	山梨県4種委員会(U-12リーグ運営委員会)、U-11リーグ グループ実行委員会	4種委員会での主管組織を明示した。 リーグ全体についてはU-12リーグ運営委員会が、各グループリーグの実施については各グループごとの実行委員会が行う。				
後援		後援団体等があった場合は掲示する。				
期間	次の期間において4種委員会が指定する日に実施する。 平成30年5月～平成30年12月	「U-11リーグ戦デー」の指定を行うことを示している。ただし、指定日に実施できない試合がある場合はグループの責任において処理することとする。				
会場	各U-11リーグ グループ実行委員会での確保	【原則】 会場確保に当たっては、各グループごとに「U-11リーグ戦デー」に会場を確保することが原則とする。				
目的	U-11リーグは、U-12リーグへのつなぎにより、山梨のサッカー文化の創出を図るとともに、日本サッカーの将来を支える選手の育成環境として、トレーニング成果、課題を引き出す機会を提供することを目的とする。	リーグ戦という機会の提供を通じて「サッカーを文化として定着させること」、「選手個々の成長を獲得するための指導環境、育成環境を作ること」が目的である。 この目的を参加チーム全体で共有し、実現に向けた活動としてリーグ戦を位置付けて活動することを意味している。				
目的の共有	本U-11リーグは、育成に目を向け、チームエゴに偏ることなく、指導者、保護者等関係者が協力して環境づくりに取り組むことで実現するリーグである。 目的を共有して事業運営に当たるため、以下の取り組みを行う。 ①グループリーグ実行委員会の設置による全チームの運営協力。 ②リーグ運営委員会の全体運営管理、指導。 ③技術部、審判部の関わりによる指導者育成体制の確立。 ④各チーム保護者も含めたサッカー文化の醸成。	各チームで目的を十分に認識した上で、公式戦の意味、試合の位置づけを理解し、試合結果の評価と課題への取り組みを選手、指導者が行うことが目指すべき姿である。 目的を共有した上で各チームの責務を示した。 ①グループリーグのすべての参加チームが、リーグを実施する主管者である。 ②各グループリーグは、リーグ運営委員会より運営管理、指導を受ける。 ③技術部、審判部は、指導者育成体制の確立への取り組みを提案し、各グループリーグはこれを実施する。 ④サッカー文化(サッカーを楽しむ、個の育成を図る)の醸成には、各チーム保護者も含めた理解と協力が不可欠である。 ●U-12リーグの「グループ実行委員会運営マニュアル」を参照。				
グループ編成	W(ウエスト)1		W(ウエスト)2		W(ウエスト)3	
	a	f	k	p	u	z
	b	g	l	q	v	aa
	c	h	m	r	w	ab
	d	i	n	s	x	ac
	e	j	o	t	y	ad
	S(セントラル)1		S(セントラル)2		S(セントラル)3	
	ba	bf	bk	bp	bu	bz
	bb	bg	bl	bq	bv	ca
	bc	bh	bm	br	bw	cb
	bd	bi	bn	bs	bx	cc
	be	bj	bo	bt	by	cd
	E(イースト)1		E(イースト)2		E(イースト)3	
	ea	ef	ek	ep	eu	ez
eb	eg	el	eq	ev	fa	
ec	eh	em	er	ew	fb	
ed	ei	en	es	ex	fc	
ee	ej	eo	et	ey	fd	
参加資格	1	日本サッカー協会に第4種加盟し、山梨県4種委員会に所属するチームであること。 ただし、複数エントリーを希望する場合は、エントリーチームそれぞれがリーグでの責任を約束できる場合に限り出場を認める。 複数チームエントリーをするチームにあっては、2チーム目以降のがU-10のみで編成されるチームであってはならない。 また、女子登録されたU-11年代の選手で構成するチームについても、山梨県4種委員会(U-12リーグ運営委員会)が出場を認めたチームについてはエントリーすることができる。	参加条件の大前提 *4種委員会の事業であることから、登録チームが前提となる。 *このリーグが育成を目的とするリーグであることから、出場機会を確保するために認める。 ●3チーム以上の参加についても責任を持てる場合には認める。 *チームとしての参加(グループリーグ運営協力も含む)の責務が担保されることが前提。 *U-10にあっては、各地域のリーグに参加すること。			
	2	U-11リーグへのチームエントリーは、運営委員会が指定する日までに各地区理事を通じて行うものとする。	*H24年度リーグについては、H24年4月29日までとする。			
	3	当該チーム所属の選手であること。	*リーグの信頼関係の下に実施するリーグである。			
	4	U-11リーグにあっては、リーグ期間中に同一選手が本リーグ内の異なるチームへ移籍後、再び本リーグに出場することを認める。 加盟チーム内で複数エントリーをする場合も、グループ内で了解を得て移動を認める。基本的には全ての選手にプレー機会が保障されることを妨げてはならない。	*60日規定は適用しない。 複数エントリーに対する特例 *重複しての出場を積極的に認めているのではない。 *仲間の選手の出場機会を冒してまで、チームを重複してプレーする特権を持つ選手があってはならない。			
	5	資格について疑義が提出されたときは、基本的にグループ内で解決する。	U-11リーグ運営の課題解決機関は、それぞれのグループリーグ実行委員会である。			

項目	内 容	説 明	
選 手 の 登 録	1	各チームにエントリーする選手の人数は制限されない。	エントリーチームの登録制限に関する人数制限規定は設けない。
	2	選手の年齢条件は5年生以下とする。	U-10以下の選手であっても参加できる。
	3	エントリー登録は、U-12運営委員会が定める登録用紙によりU-11リーググループ実行委員会において管理される。	運営委員会、実行委員会双方で管理【エントリー登録用紙】=U-12リーグと同じものを使用する。
	4	エントリー登録は、各グループリーグ開幕までに各グループ実行委員会に提出する。	実行委員会リーダーは、取りまとめて各グループ内で共有する。 【エントリー登録用紙】
グ ル ー プ 編 成	1	各グループリーグとも、1回戦総当りのリーグ戦を行う。	
	2	各グループの編成は、山梨県U-12リーグ運営委員会において決定する。	運営委員会は、各地区より提出された参加希望チームを地域優先で振り分ける。
	3	後期リーグにおいても各リーグのグループごとに実行委員会を組織し、グループ参加チームが協力して運営にあたる。	リーグ全体の運営をU-12リーグ運営委員会が把握し、各グループリーグの実施を各グループごとの実行委員会が行う。
試 合 方 法	1	試合時間は、30分(15分ハーフ)とし、ハーフタイムのインターバルは原則として5分とする。延長は行わない。	
	2	競技規則は平成25年度財団法人日本サッカー協会の競技規則、ならびに8人制サッカールールと審判法をベースに、山梨県U-12リーグ実施のガイドラインに基づき行う。 ●「山梨県U-12リーグ実施のガイドライン」	【山梨県U-12リーグ実施のガイドライン】 山梨県U-12リーグ実施のガイドラインは、競技規則、8人制審判法、全日本少年サッカー大会規則を参考にしたガイドラインを示すもの。
審 判	1	主審による一人審判制とするが、補助審判として1名がサポートする。	主審と補助審判の役割等については、山梨県U-12リーグ実施のガイドラインにおいて規定する。
	2	競技規則は平成25年度財団法人日本サッカー協会の競技規則、ならびに8人制サッカールールと審判法をベースに、山梨県U-12リーグ実施のガイドラインに基づき行う。	
ル ー ル	1	競技規則は平成25年度財団法人日本サッカー協会の競技規則、ならびに8人制サッカールールと審判法をベースに、山梨県U-12リーグ実施のガイドラインに基づき行う。	
	2	警告、退場などの取り扱いは、これまでの4種大会に準じて行う。	警告、退場等の取り扱いについては、山梨県U-12リーグ実施のガイドラインにおいて規定する。
グ ル ー プ 順 位 決 定	1	試合の勝者は3点、引き分けは1点、敗者は0点の勝点が与えられ、勝点の多い順に、順位を決定する。ただし、最終合計点が同一の場合には、以下の順序により決定する。 〈1〉得失点差 〈2〉総得点の多少 〈3〉該当チームの対戦成績 〈4〉抽選(後期リーグへの昇格、降格の対象チームのみ)	
	2	予期せぬ事情によりグループリーグの試合が開催できない場合であって没収試合、不戦敗の取り扱いを行う際は、0-5のスコアー取り扱いとする。	「予期せぬ事情」とは、①試合中に競技選手の数が6人を下回った場合、②前期リーグ中に試合の消化が不可能となる要因が生じた場合、などグループ実行委員会において協議し、同意を得た試合について、原因チームと理由を明らかにしU-12リーグ運営委員会で承認を得た試合については、原因チームに対し0-5のスコアーで処理すること。
表 彰	1	リーグ表彰は、行わない。	